

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土地区画整理事業の施行認可……………

………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………

○市街地再開発組合の定款の変更認可……………

………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………

………(同)……………

### 告示 (海区漁調)

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………

### 公告

○開発行為に関する工事完了(二件)……………

………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○土地改良区役員の就退任……………

………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………

## 告示

### 東京都告示第九百九十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条  
第一項の規定に基づき稲城長沼駅東土地区画整理事業の施

行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次の  
とおり告示する。

令和二年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

国分寺市本町二丁目十六番四号

株式会社セツト設計事務所 代表取締役 神谷 俊行

稲城市東長沼八百八十九番地 石田 善昭

同 所八百三十七番地 田中 和彦

同 所七百二十九番地 山田 唯雄

二 事業施行期間

令和二年七月二十八日から令和三年九月三十日まで

三 施行地区

稲城市大字東長沼字四号の一部

四 土地区画整理事業の名称

稲城長沼駅東土地区画整理事業

五 事務所の所在地

国分寺市本町二丁目十六番四号

六 施行認可の年月日

令和二年七月二十八日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及びこの事業の施行地区に掲示する。

### 東京都告示第九百九十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
条第一項の規定に基づき日本橋室町三丁目地区市街地再開

発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において  
準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告  
示する。

令和二年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年五月十五日から令和四年三月三十一日ま  
で

三 施行地区

中央区日本橋室町三丁目、日本橋本石町二丁目、日本  
橋本石町三丁目及び日本橋本石町四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋室町一丁目八番三号

五 変更の内容

平成二十六年五月十五日

六 変更する。

事務所を中央区日本橋室町三丁目二番一号に  
変更する。

七 定款の変更の認可の年月日

令和二年七月二十八日

### 東京都告示第九百九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市  
街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、  
同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に  
より、次のように告示する。

令和二年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十一年一月十一日から令和八年三月三十一日まで

で

三 施行地区

中央区八重洲一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲一丁目七番十三号

平成三十一年一月十一日

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区八重洲一丁目七番十七号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和二年七月二十八日

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条

第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限

る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」とい

う。)について、次のとおり指示する。

令和二年七月二十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 令和二年九月一日から同年十二月三十一日までの間

の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、

式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、

八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列

岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線

から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょう

たん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬(中ノ黒瀬を含

む。)における操業。ただし、大島、利島、新島、式

根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島又は青ヶ島に

住所を有する者が、その住所地である島の最大高潮時

海岸線から三海里以内の海域で操業する場合は、この

限りでない。

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこ

の漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁

業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受け

なければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する

船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認

めたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百一隻とし、

都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 二十二隻

千葉県 五十隻

静岡県 九隻

その他の県 十隻

調整枠 十隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しよう

とする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとる

こと。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し

刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨

げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮

明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しな

ければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度

に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十

隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内と

し、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定め

る操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲

揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あら

かじめ八丈島漁業無線局(ワット二十七メガヘル

ツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避

に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚  
 この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業実績報告書の提出義務  
 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和三年一月二十九日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領  
 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和二年九月一日から同年十二月三十一日までとする。

### 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

一 東大和市狭山四丁目千四百九 練馬区石神井町二丁目二十  
 十七番一、同番四及び同番十 六番十一号  
 一建設株式会社

立川市高松町二丁目二百四十 小平市鈴木町一丁目四百七  
 六番九及び同番十一 十五番地一  
 武蔵開発株式会社  
 代表取締役 深松 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

日野市三沢三丁目二十五番五、神奈川県横浜市青葉区新石  
 同番十二及び同番二十二の一 川二丁目四番地十二  
 部 さくら地所株式会社  
 代表取締役 大須賀幹雄

青梅市野上町二丁目二百八十 新宿区北新宿四丁目一番一  
 二番一及び同番二の各一部 号  
 ヤマヒロ株式会社  
 代表取締役 山口 寛士

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年七月二十八日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子  
 (仮称)有明北3-1地区計画大規模商  
 業施設

二 店舗所在地 江東区有明二丁目一番二百三ほか  
 住友不動産株式会社

三 設置者名

四 意見 江東区長

ア 聴取者 意見なし

イ 概要 令和二年六月十八日

ウ 収受日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

五 縦覧場所 令和二年七月二十八日から同年八月二十  
 八日まで。ただし、東京都の休日に関す  
 る条例(平成元年東京都条例第十号)に  
 定める休日を除く。

六 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
 ただし、正午から午後一時までを除く。

七 縦覧時間

一 店舗名 (仮称)五反野店建替計画

二 店舗所在地 足立区中央本町二丁目五十一番一ほか  
 山種不動産株式会社

三 設置者名

四 意見 足立区長

ア 聴取者 意見なし

イ 概要 令和二年七月二日

ウ 収受日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

五 縦覧場所 令和二年七月二十八日から同年八月二十  
 八日まで。ただし、東京都の休日に関す  
 る条例(平成元年東京都条例第十号)に  
 定める休日を除く。

六 縦覧期間

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

土地改良区役員の就退任について

五日市土地改良区理事長天野雅之から令和二年六月二十九日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により公告する。

令和二年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 退任

退任年月日 令和元年十一月八日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 あきる野市五日市千四 森田 忠司 会計

十五番地の一

二 就任

就任年月日 令和二年三月二十四日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 あきる野市五日市千二 市倉 俊哉 会計

百一番地

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。